

# 町立小・中学校でかかる費用で お困りではありませんか？

## 【令和8年度 就学援助制度のお知らせ】

寒川町では、経済的な理由により、町立小・中学校に通うお子さんの就学に必要な学用品費などの費用の一部を援助しています。

### 就学援助

(要保護・準要保護)

新小学1年生  
新中学1年生の  
お子さんがいる保護者対象

新入学児童生徒  
学用品費等  
(就学援助)

特別支援学級に  
お子さんがいる保護者対象

### 就学奨励

## 援助を受けるには！

申請書と必要な書類を準備し、申し込みが必要です。

### 就学援助

令和8年4月から電子申請の受付を開始します。電子申請又は、紙での申請のいずれかによりお申し込みください。

### 新入学児童生徒学用品費等及び就学奨励

紙での申請のみとなります。

就学援助制度は、申し込み後に審査があり、援助が必要と認められた方のみ就学援助が受けられます。

また、校外活動費など学校へ納付すべき経費が免除されるものではありません。



問い合わせ先

寒川町教育委員会 教育政策課 (役場分庁舎2階4番窓口)  
電話 0467-74-1111 (内線511) FAX 0467-75-9907

# 就学援助 (要保護・準要保護)

就学にかかる費用等でお困りの方に対して、一定の基準に基づき、学用品費や校外活動費などの費用の一部を援助しています。

## 対象

次の①または②のいずれかに該当する方で、寒川町立小・中学校に在学する児童生徒の保護者。

- ① 活保護（教育扶助）を受けている方【要保護者】
- ② 令和7年度または令和8年度に次の(ア)～(キ)のいずれかに該当し、経済的に困窮していると認められた方【準要保護者】

### 【経済的に困窮している理由】

- (ア) 生活保護が停止または廃止になった。
- (イ) 町民税が非課税、または町民税、個人事業税、固定資産税のいずれかの減免を受けた。
- (ウ) 国民年金保険料の減免を受けた。
- (エ) 国民健康保険料の減免または徴収猶予を受けた。（保険料の軽減は対象となりません。）
- (オ) 児童扶養手当の支給を受けた。（児童手当、特別児童扶養手当は対象となりません。）
- (カ) 社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けた。
- (キ) 上記（ア）から（カ）には該当しないが、経済的な理由により児童生徒が就学困難となる特別な事情があるとき。  
（下記の【目安となる年間総所得上限額】をご覧ください。）

### 【目安となる年間総所得上限額】（申請時時点の世帯構成員全員の令和7年中における総所得の合計額）

世帯人員	世帯構成（例）	目安となる年間総所得上限額 （参考のため前年基準を記載）
2人世帯	父または母 35 歳、子 10 歳	約 3 4 2 万円
3人世帯	父または母 35 歳、子 13 歳・10 歳	約 4 3 1 万円
	父母 35 歳・35 歳、子 11 歳	約 3 3 7 万円
4人世帯	父母 41 歳・35 歳、子 13 歳・8 歳	約 4 1 1 万円
5人世帯	父母 41 歳・30 歳、子 14 歳・7 歳・4 歳	約 4 3 5 万円

※失業、病気、死亡などにより現在の収入が前年の収入と比べて著しく減少したまたは災害に遭った場合は、申請書にその旨を記入のうえ、離職票、雇用保険受給資格者証、り災証明書などの証明書類を添えて提出してください。

## 援助内容

費目	対象者	援助額（年間1人あたり・参考のため前年基準を記載）	
		小学校	中学校
学用品費・通学用品費	1年生	11,630円	22,730円
	2年生以降	13,900円	25,000円
学校給食費	全学年	実質無償化のため、給食費の支払いは発生しません	現物給付のため、給食費の支払いは発生しません
校外活動費	参加者	実費（一部対象外あり）	
修学旅行費	参加者	実費（共通の経費に限る）	
新入学児童生徒学用品費等	新1年生	別途申請が必要 （詳しくはP3～4へ）	63,000円 （原則として中学校入学前に支給）
オンライン学習通信費	該当者	15,000円 ※オンラインで正規の授業が行われた場合に月割りで支給	

今後変更する場合があります。要保護者は修学旅行費のみ援助します。認定日によって援助額が異なり、また援助を受けられない費目があります。

# 申請方法

※令和8年4月から電子申請の受付を開始します。

申請するには、必ず①～④の書類が必要です。電子申請をご利用の場合は紙での提出は必要ありません。  
(③と④は該当する方のみ) 準備の上、提出先を確認のうえ提出してください。税の申告が無いと原則否認定となります。

## ① 申請書(就学援助費申請書兼世帯票)

お子さんが在学する学校ごとに1部作成してください。※要保護者は、教育政策課から4月ごろに申請書をお送りします。

## ② 所得に関する確認書(就学援助費申請書兼世帯票と一体の用紙)

お子さんが在学する学校ごとに1部作成してください。※要保護者は、作成不要です。  
作成には、下記(ア)～(ウ)をご確認ください。

(ア) 世帯全員の税の申告や年末調整が済んでいる方(被扶養者含む)

・所得に関する確認書のみ作成してください(証明書等の添付は不要です)

(イ) 世帯員の一部または全部の税の申告や年末調整が済んでいない方

・申請することはできません。申告等を済ませ、申告書の写し等を添付の上、申請してください。

※収入が0の場合でも住民税の申告は必要です。確定申告または住民税の申告を必ず済ませてください。

(ウ) 令和8年1月1日に寒川町に住民登録が無い方・・・電子申請は対象外です。紙での申請をしてください。

・令和8年度「市町村民税・県民税課税(非課税)証明書」原本

(令和7年分の所得及び所得控除の内訳の記載があるもの。)

発行場所 令和8年1月1日に住民登録のある市区町村の税務担当課 発行期間 概ね令和8年6月1日以降

※当初申請を希望する方は、先に申請書を提出し、令和8年6月3日(水)までに教育政策課へ提出してください。

## ③ 援助を受けたい理由が証明できる書類

①申請書の下部「援助を受けたい理由」2～6にあてはまる場合は、その理由を証明する書類が必要です。

- |                                |                                      |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 2. 生活保護の廃止または停止を受けた            | → 停止決定通知書または廃止決定通知書                  |
| 3. 町民税・固定資産税・個人事業税が非課税または減免された | → 個人事業税のみ減免決定通知書(町民税・固定資産税については証明不要) |
| 4. 国民年金・国民健康保険料の減免を受けた         | → 免除申請承認通知書または免除理由該当通知書              |
| 5. 児童扶養手当の支給を受けた               | → 児童扶養手当証書または認定通知書                   |
| 6. 生活福祉資金の貸付を受けた               | → 貸付決定通知書                            |

## ④ 委任状(援助費を口座振込ではなく、学校から受け取る方のみ)

委任状は、申請書と一体の用紙となっています。校外活動費など未納がある場合は、委任状の提出をお願いすることがあります。  
電子申請は対象外です。紙での申請をしてください。

# 提出先

### ① 当初申請(新規と継続で申請場所が異なります)

提出 期限	令和8年 4月1日(水)～5月31日(日)
----------	--------------------------

#### 紙での申請の提出先

【新規の方】お子さんが在学する学校

【継続の方】寒川町教育委員会 教育政策課

#### 紙での申請の受付時間

役場開庁日または学校開校日の8:30～17:00

#### 電子申請の受付時間

提出期限内の各日0:00～23:59(システム休止期間等を除く)

### ② 中途申請(当初の期間を過ぎても毎月受け付けています)

提出 期限	令和8年 6月1日(月)～	令和9年 3月15日(月)
----------	------------------	------------------

※毎月15日(土日祝にあたる場合はその前日)までに申請された場合は、原則当月1日の審査対象となります。

紙での申請の提出先 お子さんが在学する学校

紙での申請の受付時間 学校開校日の8:30～17:00

#### 電子申請の受付時間

提出期限内の各日0:00～23:59(システム休止期間等を除く)

申請書類の提出後に、家庭の状況や所得、学校長の意見などを総合的に審査し、援助の決定を行います。審査の結果(認定または否認定通知)は、当初申請者は6月中旬に、中途申請者は申請後1か月以内に、郵送により通知します。(お子さんが在学する学校にも通知します。)

新小学 1 年生  
新中学 1 年生の  
お子さんがいる保護者対象

## 新入学児童生徒学用品費等（就学援助）

町立小・中学校の入学時に必要となる学用品・通学用品（ランドセル・制服など）の購入費の一部を援助しています。この制度は、入学前に支給を受けることができます。

※就学援助（準要保護）と同時に受けることができますが、電子申請は対象外です。紙での申請をしてください。

## 対象

次の①から③のすべてに該当する方 ※生活保護を受けている方は、保健福祉事務所から支給されるため、対象外です。

【新小学 1 年生のお子さんをもつ方】※原則、入学前支給です。

- ①令和 8 年 2 月 1 日時点で寒川町に住民登録のある方
- ②寒川町内の小学校に入学予定の方
- ③令和 6 年度または令和 7 年度に下記の(ア)～(キ)のいずれかに該当し、経済的に困窮していると認められた方【準要保護者】

【小学 1 年生のお子さんをもつ方で入学前申請ができなかった方、新中学 1 年生のお子さんをもつ方】

- ①入学前に同様の援助を受けていない（受けていた場合、対象外）
- ②寒川町内の小・中学校に在学する小学 1 年生または中学 1 年生の児童生徒の保護者
- ③令和 6 年度または令和 7 年度に下記の(ア)～(キ)のいずれかに該当し、経済的に困窮していると認められた方【準要保護者】

※新中学 1 年生のお子さんをもつ方は、別の就学援助（準要保護）の申請をし、小学 6 年生の 3 月 1 日時点で認定を受けている場合に支給します。

中学校から寒川町に転入した方、小学校で就学援助の認定を受けていなかった方は、申請し認定されれば支給されます。

【経済的に困窮している理由】

- (ア) 生活保護が停止または廃止になった。
- (イ) 町民税が非課税、または町民税、個人事業税、固定資産税のいずれかの減免を受けた。
- (ウ) 国民年金保険料の減免を受けた。
- (エ) 国民健康保険料の減免または徴収猶予を受けた。（保険料の軽減は対象となりません。）
- (オ) 児童扶養手当の支給を受けた。（児童手当、特別児童扶養手当は対象となりません。）
- (カ) 社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けた。
- (キ) 上記（ア）から（カ）には該当しないが、経済的な理由により児童生徒が就学困難となる特別な事情があるとき。  
（下記の【目安となる年間総所得上限額】をご覧ください。）

【目安となる年間総所得上限額】（申請時時点の世帯構成員全員の令和 6 年中における総所得の合計額）

世帯人員	世帯構成（例）	目安となる年間総所得上限額
2人世帯	父または母 35 歳、子 10 歳	約 3 4 2 万円
3人世帯	父または母 35 歳、子 13 歳・10 歳	約 4 3 1 万円
	父母 35 歳・35 歳、子 11 歳	約 3 3 7 万円
4人世帯	父母 41 歳・35 歳、子 13 歳・8 歳	約 4 1 1 万円
5人世帯	父母 41 歳・30 歳、子 14 歳・7 歳・4 歳	約 4 3 5 万円

※失業、病気、死亡などにより現在の収入が前年の収入と比べて著しく減少したまたは災害に遭った場合は、申請書にその旨を記入のうえ、離職票、雇用保険受給資格者証、り災証明書などの証明書類を添えて提出してください。

## 援助内容

費目	対象者	援助額（年間 1 人あたり）今後変更する場合があります。	
		小学校	中学校
新入学児童生徒学用品費等	新 1 年生	57,060 円	63,000 円

# 申請方法

※電子申請のご利用はできません。

申請をするには、必ず①～③の書類が必要です。(③は該当する方のみ)

準備の上、提出先に直接提出してください。税の申告が無いと原則否認定となります。

## ① 申請書 (就学援助費申請書兼世帯票)

小学校入学前申請は、就学時健康診断の会場で申請書をお渡ししています。

入学後の申請書は、学校または教育政策課にあります。

## ② 所得に関する確認書 (就学援助費申請書兼世帯票と同一の用紙)

お子さんが在学する学校ごとに1部作成してください。

作成には、下記(ア)～(ウ)をご確認ください。

**注意：就学援助(準要保護)と所得の審査年度が異なります！**

(ア) 令和6年中の世帯全員の税の申告や年末調整が済んでいる方(被扶養者含む)

・所得に関する確認書のみ作成してください(証明書等の添付は不要です)

(イ) 世帯員の一部または全部の令和6年中の税の申告や年末調整が済んでいない方

・申請することはできません。申告等を済ませ、申告書の写し等を添付の上、申請してください。

※収入が0の場合でも住民税の申告は必要です。確定申告または住民税の申告を必ず済ませてください。

(ウ) 令和7年1月1日に寒川町に住民登録が無い方

・令和7年度「市町村民税県民税課税(非課税)証明書」原本

(令和6年分の所得及び所得控除の内訳の記載があるもの。)

発行場所 令和7年1月1日に住民登録のある市区町村の税務担当課

## ③ 援助を受けたい理由が証明できる書類

①申請書の下部「援助を受けたい理由」2～6にあてはまる場合は、その理由を証明する書類が必要です。

2. 生活保護の廃止または停止を受けた

→ 停止決定通知書または廃止決定通知書

3. 町民税・固定資産税・個人事業税が非課税または減免された

→ 個人事業税のみ減免決定通知書(町民税・固定資産税については証明不要)

4. 国民年金・国民健康保険料の減免を受けた

→ 免除申請承認通知書または免除理由該当通知書

5. 児童扶養手当の支給を受けた

→ 児童扶養手当証書または認定通知書

6. 生活福祉資金の貸付を受けた

→ 貸付決定通知書

# 提出先

## ①新小学1年生のお子さんをもつ方

提出  
期限

【入学前申請】…受付終了

~~令和8年1月5日(月)～1月30日(金)~~

【入学前申請ができなかった方】

令和8年4月1日(水)～5月29日(金)

## ②新中学1年生のお子さんをもつ方

提出  
期限

【入学前申請】…受付終了

~~令和8年3月13日(金)まで~~

【入学前申請ができなかった方】

令和8年4月1日(水)

～5月29日(金)

提出先 寒川町教育委員会 教育政策課 受付時間 役場開庁日 午前8時30分～午後5時

申請書類の提出後に、家庭の状況や所得、学校長の意見などを総合的に審査し、援助の決定を行います。審査の結果(認定または否認定通知)は、入学前申請の場合は2月中旬、入学前申請ができなかった場合は6月中旬に郵送により通知します。(お子さんが在学する学校にも通知します。)

## 就学奨励

経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助しています。

※就学援助費と同時に受けることはできません。電子申請対象外です。紙での申請をしてください。

## 対象

就学援助を受けていない、町立小・中学校の特別支援学級に在学する児童生徒の保護者

※生活保護を受けている方は、保健福祉事務所から支給されるため、対象外です。

## 援助内容

※就学援助の方が支給内容は手厚くなっています。

支給費目	支給対象者	支弁区分	年間支給額（参考のため前年基準を記載）
①学校給食費	全学年	I・II	実費の1/2
②職場実習交通費	参加者 (中学校のみ)	I・II	実費
		III	実費の1/2
③交流及び共同学習交通費	参加者	I・II	実費
		III	実費の1/2
④修学旅行費	参加者	I・II	実費の1/2 (限度額 小学校 10,790 円、中学校 28,860 円)
⑤校外活動等参加費 (宿泊を伴わないもの)	参加者	I・II	実費の1/2 (限度額 小学校 800 円、中学校 1,155 円)
⑥校外活動等参加費 (宿泊を伴うもの)	参加者	I・II	実費の1/2 (限度額 小学校 1,845 円、中学校 3,105 円)
⑦学用品・通学用品購入費 ※レシート等必要	全学年	I・II	実費の1/2 (限度額 小学校 5,820 円、中学校 11,370 円)
⑧新入学児童生徒学用品・ 通学用品購入費 ※レシート等必要	第1学年	I・II	実費の1/2 (限度額 小学校 28,530 円、中学校 31,500 円)
⑨オンライン学習通信費	該当者	I	実費の1/2 (限度額 小学校・中学校 7,000 円) ※オンラインで正規の授業が行われた場合に月割りで支給

今後変更する場合があります。年度途中で特別支援学級に入級または退級など異動が生じた場合は、その在籍期間に応じて支給します。

※支弁区分は、申請書と所得が確認できる書類を審査後「支弁区分決定通知書」により確認することができます。

## 重要 援助を受けるにあたって！ レシート・領収書の保管が必要になります！

援助内容⑦・⑧の支給費目については、購入実績に応じて支給します。（限度額あり）そのため、購入対象期間内のレシート・領収書（購入品名、購入金額及び購入年月日が明記されているもの）が必要となりますので、当該レシート・領収書を必ず保管しておいてください。ただし、商品券等（地域振興券や地域クーポンを含む）やポイントを利用して購入したものは、対象外です。

※学校を通じて購入する学用品・通学用品（例：教材など）は、教育委員会が学校に直接照会をしますので、レシート等は必要ありません。

支給費目	対象となる学用品・通学用品の例	購入対象期間
⑦学用品・通学用品購入費	文房具、体操服、水着、体育館履き、上履きなど	令和8年4月1日から12月31日
⑧新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（第1学年のみ）	ランドセル、通学用カバン、制服、体操服、上履き、帽子など	令和8年4月30日まで

## 申請方法・提出先

※就学援助とは申請方法が異なります。電子申請のご利用はできません。

申請に必要な書類は、4月（中途入級の方は入級日）以降に、お子さんの在学している学校を通じて配付します。申請書と前年（翌年1月から3月に申請される場合は前々年）の所得が確認できる書類（世帯で収入のある方全員分）を添えて、指定の期日までにお子さんの在学している学校にご提出ください。

※申請後、教育委員会で支給の可否（支弁区分）を決定し、その結果を6～7月（中途入級の方は随時）に保護者の方に通知します。

# 就学援助・就学奨励 Q & A

## 【就学援助】

### Q1. 就学援助（要保護・準要保護）の電子申請の申し込み方法は？

A. パンフレットと一緒にお配りするチラシの二次元コードまたは、寒川町公式ホームページからお申し込みください。

※電子申請を利用する場合は、マイナンバーカードへの電子証明書の記録が必要です。

（電子証明書を記録していない、または、電子証明書の期限が切れている場合は、事前に、町民窓口課で手続きをしてください。）

### Q2. 就学援助（要保護・準要保護）の申請書はどこでもらえますか？申請書はどう書いたらいいですか？

A. 申請書および記入例は、町立小・中学校または教育政策課にあります。また、町ホームページからダウンロードできます。

### Q3. 子どもが小学校、中学校にいる場合は、申請書等はどうしたらいいですか？

A. 申請書等はそれぞれ必要になります。同じ学校に複数のお子さんが在学している場合、申請書等は1部となりますが、お子さんが小学校、中学校の両方に在学している場合、それぞれに申請書類を準備し、各学校へ提出してください。なお、電子申請をご利用の場合は、1件のお申し込みで、小・中学校ともに手続きが完了となります。

### Q4. 毎年申請をしなければならないのですか？

A. 毎年、世帯の所得等を確認し、認定を行っていますので、継続する場合も申請が必要です。

### Q5. 働いていないので申告しなくても大丈夫ですか？

A. 扶養親族であれば収入がある方の源泉徴収等により税の申告等がされているので大丈夫ですが、扶養親族でない場合は、働いていなくても税の申告は必要になります。詳しくは、申請方法「②所得に関する確認書」の(イ)をご確認ください。

### Q6. 養育費や借金、休業手当なども考慮されますか？

A. 養育費等の加算を行った上で、同一世帯で収入のある方全員の所得で判断します。住宅ローンを含む借金につきましては、控除の対象外であり、考慮されません。

### Q7. 就学援助の申請をすれば、新入学児童生徒学用品費等（就学援助）も支給されますか？

A. 新小学1年生のお子さんがある家庭は、申請が必要になります。新中学1年生のお子さんがある家庭は、小学6年生の3月1日時点で就学援助の認定を受けている保護者には支給されますが、中学校から寒川町に転入した方、小学校で就学援助の認定を受けていなかった方は、申請し認定されれば支給されます。

### Q8. 振り込まれる時期はいつごろになりますか？

A. 原則7月、12月、3月に支給します。新入学児童生徒学用品費等は、新小学1年生入学前3月、入学後7月のいずれか、新中学1年生には3月、入学後7月のいずれかに支給します。修学旅行については、各学校からの報告を受けての支給となります。

※認定日以降に実施したものが対象です。

### Q8. いつでも申し込みできますか？

A. 原則いつでも申し込みできますが、申し込み日の時期によって認定日（援助開始日）が異なります。そのため、認定日が遅くなるほど、援助額が少なくなり、認定日によって援助が受けられない費目がありますので、ご注意ください。

### Q10. 仕事の都合で提出時間が間に合わない場合はどうしたらいいですか？

A. 受付時間内に提出が難しい場合は、電子申請のご利用をご検討ください。電子申請の利用が難しい場合や新入学児童生徒学用品費等（就学援助）の受給をご希望の方につきましては、教育政策課へご相談ください。

## 【就学奨励】

**Q 1. 特別支援学級に通っているのですが、就学奨励ではなく、就学援助のほうに申請できますか？**

A. 申請できます。その場合、就学援助の必要書類を提出してください。ただし、同時に受けることはできません。

**Q 2. 就学援助と就学奨励はどちらのほうが手厚いですか？**

A. 就学援助のほうが援助内容は手厚いです。レシート等の提出書類もありません。

**Q 3 レシートや領収書がない場合も支給してもらえますか？**

A. レシートが必要な費目は、定額支給ではなく、購入実績に応じた支給となりますので、レシートや領収書がない場合は支給できません。